

# 「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定の概要

## 1 改定の経緯

- 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新たな感染症が発生すれば、市民の生命や健康、経済活動にも大きな影響を与えかねないため、本市では、平成26年度に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）第8条に基づき、「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、昨今の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に対する全庁的な対応や対策を講じてきました。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症対応での反省点を踏まえ、内閣府が令和6年7月に政府行動計画を抜本的に改定したことから、令和7年3月に千葉県も県行動計画を改定しました。
- 特措法第8条において、市町村は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、市町村行動計画を策定することとされており、政府行動計画及び県行動計画の改定内容を踏まえた、より実効性の高い行動計画とするため、令和8年度を始期とする「鎌ヶ谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、市行動計画）に改定するものです。

政府行動計画  
(特措法第6条)  
13項目

※令和6年7月2日改定



県行動計画  
(特措法第7条)  
13項目

※令和7年3月26日改定



市行動計画  
(特措法第8条)  
7項目

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

### 1 目的

- (1) 国民の生命及び健康を保護する
- (2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

### 2 対策の内容

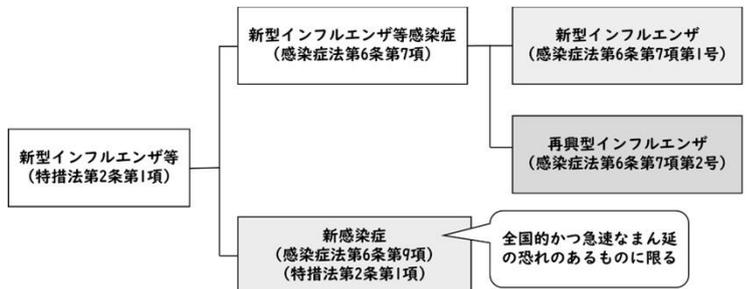
#### (1) 体制整備等

- ① 行動計画等の作成
- ② 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- ③ 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、緊急事態時に市町村の対策本部を設置
- ④ 発生時における特定接種（公務員、※登録事業者の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- ⑤ 海外発生時の水際対策の的確な実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働省の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

#### (2) 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- ② 住民に対する予防接種の実施
- ③ 医療提供体制の確保
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



市行動計画の目的 (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する  
(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

## 2 市行動計画改定の内容

### (1) 平時の準備の充実

- ・ 国、県及び関係機関等と連携し平時から訓練を定期的<sup>ち</sup>に実施する。
- ・ DX推進により関係機関や住民等とのより良い情報共有体制を整備する。

### (2) 対策項目の拡充

- 対策項目を7項目（下線内容が追加）に拡充し、内容を精緻化
- 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方を整理

現計画 6項目

- ①実施体制
- ②情報の収集・提供・共有
- ③まん延防止
- ④予防接種
- ⑤医療
- ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

改定後

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン（「予防接種」から変更）
- ⑤保健（「医療」から変更）
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

### (3) 横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載

初動期・対応期は有事シナリオを設定し、複数の感染拡大の波が来ても、柔軟に対応できるよう設定段階の見直しを実施

これまでの設定段階

- ・ 未発生期
- ・ 海外発生期
- ・ 国内～県内早期
- ・ 県内感染期
- ・ 小康期

対応期

- ・ 準備期
- ・ (A) 初動期
- ・ (B) 封じ込めを念頭に対応する時期
- ・ (C-1) 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ (C-2) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・ (D) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

改定後